

平成22年度奈良県立高等学校入学者一般選抜実施要項

平成22年度奈良県立高等学校入学者一般選抜については、この要項（以下「一般選抜要項」という。）に基づいて実施します。

1 応募資格

応募資格は、特色選抜要項 1 応募資格に準じます。

2 一般選抜を実施する学校・学科（コース）

「高校別実施概要」に示すとおりです。

3 募集人員

募集人員は、平成22年2月24日（水）に発表します。ただし、定時制課程において、成人特例措置による合格者数と学力検査等による合格者数との合計は、募集人員を超えないものとします。

4 出願方法

- (1) 出願は、1校1学科（コース）に限ります。ただし、順位を付けて2学科（コース）まで志望することのできる高等学校については、「高校別実施概要」に示すとおりです。
- (2) 2校以上に出願した者は、そのいずれの高等学校にも出願しなかったものとみなします。
- (3) 出願後、入学願書の取下げはできません。
- (4) 奈良県内の公立高等学校又は他の都道府県の公立高等学校の合格者は、奈良県立高等学校入学者一般選抜に出願することができません。
- (5) 保護者とともに県内に居住していても、他の都道府県の中学校を卒業した者又は卒業見込みの者は、事前に所定の手続（54ページ、6参照）が必要です。
- (6) 高等学校（高等専門学校及び中等教育学校後期課程を含む。）に在籍している者は、出願できません。

5 出願手続

- (1) 入学願書受付期間は、次のとおりです。

平成22年3月5日（金）午前9時から午後3時まで
平成22年3月9日（火）午前9時から午後3時まで

ただし、郵送の場合（2ページ、5出願手続(2)参照）は、3月3日（水）までの消印があるものに限ります。
- (2) 志願者は、出願する高等学校長へ定められた期間内に次のア、イを出身中学校又は在学している中学校の校長を経て提出してください。

ア 入学願書（別に定める用紙）
イ 入学考査料 奈良県収入証紙により納付してください。
ただし、定時制課程の分校への出願者は、次の金額を現金で納付してください。

賀名生分校 500円 山添分校 1,000円

- (3) 入学願書にはり付けた奈良県収入証紙には、消印をしないでください。
- (4) 高等学校長は、上記(2)の書類を受け付けたとき、受検票を交付してください。

6 調査書等の提出

中学校長は、特色選抜要項**6 調査書等の提出**(1)、(2)、(4)、(5)に準じてください。
なお、出願した高等学校への提出期間及び提出書類は、次のとおりです。

- (1) 提出期間
平成22年3月9日(火) 午前9時から午後5時まで
平成22年3月10日(水) 午前9時から正午まで

- (2) 提出書類
調査書(46ページ、様式1)

7 学力検査等

- (1) 学力検査等は、平成22年3月15日(月)に、出願した高等学校で実施します。ただし、定時制課程の分校に出願した者の検査場は、当該高等学校長が定めます。
- (2) 学力検査を実施する教科は、国語、社会、数学、理科及び英語(各50点満点)です。
なお、英語の学力検査には、聞き取り検査を含みます。
- (3) 高等学校長は、奈良県教育委員会教育長の承認を得て、面接を実施することができます。
- (4) 学力検査の配点や面接の実施の有無は、「**高校別実施概要**」に示すとおりです。
- (5) 学力検査は、県内一斉に同一問題で実施します。学力検査問題は、奈良県教育委員会で作成します。
- (6) 検査当日に欠席した者に対する追検査は実施しません。

8 入学者の選抜

- (1) 高等学校長は、入学者選抜委員会を設置し、厳正に選抜に当たってください。
- (2) 選抜は、次のⅠ～Ⅲの資料に基づいて行ってください。

資料Ⅰ： 調査書成績

(学習成績(特色選抜要項**8 入学者の選抜**(2)参照)の合計点(135点満点)又は加重配点した後の学習成績の合計点)

資料Ⅱ： 学力検査成績

(学力検査の各教科の合計点(250点満点)又は加重配点した後の学力検査の合計点)

資料Ⅲ： 調査書の「総合所見」

なお、面接を実施した場合は、その結果も資料に加えるものとします。

- (3) 合否の判定については、次のア、イにより、生徒の優れている点や長所を積極的に評価して、総合的に行ってください。
 - ア あらかじめ高等学校長が定めた基準に基づいて、資料Ⅲを精査し、その内容が顕著であると認められる者については、合否の判定において、配慮してください。
 - イ 原則として、受検者ごとに資料Ⅰと資料Ⅱとを合計し、合計点の多い者から順に合格としますが、その際、資料Ⅲ等を考慮して総合的に行ってください。

- (4) 各高等学校における選抜資料の取扱いは、「**高校別実施概要**」に示すとおりです。
- (5) 定時制課程において、成人特例措置による受検者数と学力検査等による受検者数との合計が募集人員を超えた場合は、受検者数の比率に応じてそれぞれの合格予定者数を定め、それに従って合格者を決定することを原則とします。この場合、成人特例措置による合格予定者数は次の式により算出し、学力検査等による合格予定者数は、募集人員から成人特例措置による合格予定者数を減じた数とします。

ただし、成人特例措置による合格予定者数が募集人員に等しくなった場合は、この原則は適用しません。

$$(\text{募集人員}) \times \frac{(\text{成人特例措置による受検者数})}{(\text{全受検者数})} \quad [\text{小数点以下は切り上げ}]$$

- (6) 調査書及び学力検査の事務処理等は、合否の判定が終わるまで、出願者の氏名、生徒番号及び受検番号以外の記号で行ってください。
- (7) 出願者数が募集人員に満たない場合でも、学力検査等を行い選抜します。

9 合格発表

平成22年3月18日（木）午後、出願した高等学校で受検番号により発表します。

10 その他

- (1) 奈良県立十津川高等学校連携型中高一貫教育に関する入学者選抜、特色選抜及び一般選抜による合格者数が、学科（コース）の募集人員に満たなかった高等学校において、第2次募集による選抜を実施します。
- (2) 中学校長は、出願者で検査当日欠席者があるときは、速やかに当該高等学校長に欠席届（特色選抜要項の様式6）を提出してください。
- (3) 合格者で入学を辞退する者は、中学校長を経て、速やかに当該高等学校長に入学辞退届（21ページの様式）を提出してください。
- (4) 定時制課程に出願できる者は、原則として勤務に従事する者又は勤務に従事する予定の者です。
- (5) 中学校長は、身体に障害があるなど、受検の際に特別な配慮が必要と判断される生徒がいる場合には、志願しようとする高等学校長に事前に申し出てください。
- この場合、高等学校長は、奈良県教育委員会事務局学校教育課長と協議してください。
- (6) 学校教育法施行規則第95条第5号の規定により奈良県立高等学校入学者一般選抜に出願を希望する者は、平成22年1月20日（水）までに出願する高等学校長に申し出てください。
- (7) 中学校長は、入学者に関する生徒指導要録の抄本又は写し及び健康診断票等を、別に通知する方法により、進学先の高等学校長に提出してください。
- (8) この要項で定めるもののほか、必要な事項は別に定めます。